



国際競技大会参加許可証発行事務取扱い規定

この規定は、UCI規則第1.2.052条に従い、本連盟が、国際競技大会参加許可証を本連盟に登録したチーム **および個人**を対象として発行するための規定である。国内のチームが国際競技大会に参加することは奨励すべきことであるが、一方で国内の競技大会に参加する優秀な競技者を確保することにも配慮しなければならない。

第1条 (規定の対象)

本規定は公益財団法人日本自転車競技連盟(以下本連盟という)のチーム登録規定により本連盟に登録したロードおよびマウンテンバイク・チーム、本連盟加盟連盟代表チーム(以下「チーム」という) **および個人**を対象とする。ただし、UCI登録チームは対象としない。

第2条 (報告の義務)

本連盟以外のUCI加盟国内連盟監督下の主催者の競技大会に招待された「チーム」は、その旨を本連盟に報告しなければならない。(UCI規則第1.2.048条)

第3条 (国際競技大会参加許可)

個人および第2条にいう競技大会に参加しようとする「チーム」は、本連盟より国際競技大会参加許可を得なければならない。

この許可を得ずに、上述の競技大会に参加し、その結果として本連盟もしくは本連盟の加盟団体、本連盟監督下の主催者に不利益を与えた場合は、その**個人または**「チーム」もしくはそのメンバーは本連盟競技規則の制裁の対象となる。

第4条 (国際競技大会参加許可の条件)

次の事項に触れる場合は、参加許可を与えない。

1. UCIの認めない競技大会に、またはUCI規則に反して競技大会に参加しようとする場合。
2. 参加しようとするメンバーが必要なライセンスを所持していない場合。
3. 自「チーム」以外のチームに所属する者を、そのチームの承認なくメンバーとする場合。
4. 次の競技大会の前後5日間以内に行われる競技大会に、所属の都道府県連盟の承認を得ていない者をメンバーとする場合。
 - ① 全日本自転車競技選手権大会
 - ② 全日本アマチュア自転車競技選手権大会
 - ③ JOCジュニア・オリンピック・カップ大会
 - ④ 国民体育大会
 - ⑤ 全国都道府県対抗自転車競技大会
5. 上記4.以外の場合でも、所属都道府県連盟の合宿等の行事に支障ある期間に、所属の都道府県連盟の承認を得ていない者をメンバーとする場合。
6. すでに参加申込みしている競技大会に、その主催者の承認なく欠場して、他の競技大会に参加しようとする場合。
7. 本連盟の組織するナショナル・チーム、国内連盟チームに選抜された者を、その派遣事業もしくは強化合宿に支障ある期間に参加許可を求める場合。
8. 許可を求める期間中有効な、第3者に対する賠償責任保険の契約をしていない場合。

第5条 (国際競技大会参加許可証の発行)

国際競技大会参加許可証の発行を申請する「チーム」は、**競技者それぞれが所属する都道府県車連の承認を得なければならない。**

国際競技大会参加許可証の発行を申請する「個人」は、所属する都道府県車連を通じて申請をする。申請は、原則として、電子的通信方法による。

申請書の必要事項がすべて記入されている場合、本連盟はこれを受理する。

本連盟は、受理した申請について、第4条に掲げる条件に照らし、不都合のない場合は、速やかに許可証を発行する。

第6条 (国際競技大会参加許可証の取り消し)

次の場合、参加許可証を無効とし、その旨を**当該者または**当該「チーム」、主催者を監督する国内連盟に通知する。

1. 発行申請書の記載事項に過誤、偽りが明らかとなったとき。
2. 事情が変化し、第4条に示す事項に該当するようになったとき。

第7条 (手数料)

許可証の発行の申請に際し、申請者は本連盟に手数料として1件につき別に定める金額を納めること。この手数料は、申請がいったん受理された場合、不許可となったり、許可が取消しとなった場合でも返還しない。

第8条 付則 この規定は1999年4月1日より発効する。

付則 この規定は2019年4月1日より発効する。